
いの町地域公共交通活性化協議会
第 5 回協議会資料
パブリックコメント実施計画（案）

平成 21 年 12 月 24 日

いの町地域公共交通総合連携計画（素案）パブリックコメント実施計画

1. 実施の目的

いの町地域公共交通活性化協議会では、住民ニーズ調査等を実施して、地域公共交通の利用実態や、改善要望などのニーズを把握した上で、持続可能な公共交通の確立を目指して、計画策定を行ってきたところである。

いの町地域公共交通総合連携計画（素案）が協議会で策定されたことから、住民に広く周知し、住民の計画への参画を図り、住民の意見を反映することで、計画の推進に資することを目的とする。

2. 実施の概要

いの町地域公共交通活性化協議会が実施するパブリックコメントは、下記の通りの実施するものとする。

実施の概要

項目	計画内容
公表方法	(1) 町のホームページへの掲載 (2) 下記の施設での閲覧 ・いの町役場本庁 ・いの町役場本庁 課 ・吾北総合支所 ・本川総合支所
公表期間	平成22年1月上旬～2月上旬まで
意見提出対象者	(1) 町内に住んでいる人 (2) 町内に通勤、通学している人 (3) 町内で事業又は活動を行う法人や団体 (4) 町に対して納税義務がある人、法人や団体 (5) 本計画の実施に関し利害関係のある人、法人や団体
意見等提出方法	(1) 町長が指定する場所への書面の持参 【持参先】 ・いの町役場本庁 ・いの町役場本庁 課 ・吾北総合支所 ・本川総合支所 (2) 郵便 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) その他町長が適当と認める方法
実施主体	いの町地域公共交通活性化協議会

3 . パブリックコメントの実施スケジュール（案）

『いの町地域公共交通総合連携計画（素案）』のパブリックコメント実施については、下記のスケジュール（案）に基づき、実施していくものとする。

	12月		1月		2月			3月
	20	1	10	20	1	10	20	
第5回協議会	(24日) ●							
協議会意見反映	→							
パブリックコメント		(12日) ●	(1ヶ月間)		(12日) ●			
パブリックコメントの とりまとめ					↓	→		

4 . パブリックコメントへの対応

いの町地域公共交通総合連携計画について提出された意見は、事務局において、対象者等の確認を行い、対象となる意見について整理を行う。

また、整理された意見について、計画に反映すべき事項については、いの町地域公共交通活性化協議会において協議し、計画に反映していくものとする。

